

岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、耐震診断を行う木造住宅耐震診断員を知事が認定し、登録することに関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(一) 耐震診断

岡山県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。(岡山県木造住宅耐震診断事業で行うものに限る。)

(二) 木造住宅耐震診断員

第3条により知事が登録した者をいう。

(三) 建築士

建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の規定による建築士をいう。

(認定及び登録)

第3条 知事は、県内の建築士事務所に所属する建築士で第8条で規定するすべての講習を受講し、岡山県木造住宅耐震診断員登録申請書(様式第1号)により登録の申請をした者を、岡山県木造住宅耐震診断員(以下「診断員」という。)として認定し、岡山県木造住宅耐震診断員名簿(次条において「名簿」という。)に登録するものとする。

2 知事は、登録した診断員に岡山県木造住宅耐震診断員証(様式第2号。以下「診断員証」という。)を交付するものとする。

3 知事は、診断員が建築士の免許を取り消されたとき、又は診断員として不適当な行為をしたと知事が認めたときは、診断員の認定を取り消し、登録を抹消することができる。この場合、知事は診断員にその旨を通知するものとする。

4 前項の通知を受けた診断員は、診断員証を速やかに知事に返納しなければならない。

(登録事項)

第4条 前条の名簿に登録する事項は次のとおりとする。

(1) 登録番号及び登録年月日

(2) 氏名及び生年月日

(3) 住所及び電話番号

(4) 勤務先、勤務先の所在地及び電話番号

(5) 建築士資格の種別、建築士登録番号

(診断員証の携帯)

第5条 診断員は、耐震診断の作業に際しては常時診断員証を携帯するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 診断員は、第4条の登録事項に変更が生じた場合は、岡山県木造住宅耐震診断員登録事項変更届(様式第3号)により、当該変更事項を知事に届け出なければならない。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は新規もしくは更新登録をした日から5年を経過する日の属する年度の末日までとし、知事は、診断員の申し出により、登録の更新をするものとする。

(講習)

第8条 第3条に定める講習は次に掲げるものとする。

(1) 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」テキスト講習会

(2) 岡山県木造住宅耐震診断講習

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。